平成２２年（フ）第１７７号
鳥取県鳥取市気高町浜村783番地1264、旧住所鳥取県鳥取市湖山町東５丁目551番地の１
債務者　冨嶋　　均
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１８２号
広島市南区山城町10番１号
債務者　小林　　薫
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８３号
広島市中区八丁堀９番８号
債務者　山中　秋男
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８４号
広島市中区八丁堀９番８号
債務者　山中　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１７号
広島市安佐南区相田６丁目19番29―204号
債務者　長濱　　順
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６６号
広島県東広島市西条町田口2774番地102号
債務者　スワオールプランニングこと　沼澤　克範
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８０号
広島市南区的場町１丁目１番３―501号
債務者　園田　富美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９号
広島県尾道市山波町280番地15　302
債務者　廣瀬　邦彦
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１号
愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉820番地２
債務者　佐伯　優治
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５６号
北海道日高郡新ひだか町静内中野町３丁目47番地の３　道営福祉住宅４―７
債務者　齊賀　文博
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
北海道沙流郡日高町字厚賀町196番地の58
債務者　中垣　栄二
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
北海道苫小牧市澄川町４丁目１番５号　エスペランスＡ201
債務者　小石川将未
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２１９号
北海道苫小牧市明野新町４丁目17番３号
債務者　澤田　勝治
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２２１号
北海道苫小牧市明徳町１丁目31番17号　ロイヤルハイム錦岡102号
債務者　秋元　博美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２２２号
北海道苫小牧市明徳町１丁目31番17号　ロイヤルハイム錦岡102号
債務者　秋元てる子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４１７号
秋田市土崎港中央５丁目８番43号
債務者　大川　武志
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７号
長野県下伊那郡阿南町富草2596番地１
債務者　本庄　廣行
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第３８号
長野県下伊那郡阿南町富草2596番地１
債務者　本庄　恵美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
長野地方裁判所飯田支部